

## 英国 2017 年決済サービス規則第 33 条の解釈<sup>1</sup>

### 背景

日本政府は、「第一類型資金移動業者」として知られる新しい類型の資金移動業者を導入するため、資金決済法を改正することを企図している。既存の資金移動業者の類型との重要な違いは、移動／送金可能な資金の額に制限がなくなることである。<sup>2</sup>

政府は、英国の 2017 年決済サービス規則（以下「本規則」という。）第 33 条に基づき定義される概念及び本規則に基づき規制される決済サービス提供者（以下「決済サービス提供者」という。）を採用する予定であることを示している。

本規則第 33 条及び英国の規制当局である金融行動監視機構（Financial Conduct Authority）（以下「FCA」という。）の適用ある規制指針に基づく、多くのコンプライアンス上及び運用上の検討事項が存在する。かかる検討事項は、新たな第一類型資金移動業者を導入する、日本の新たな規制の解釈に関連する可能性が高い。

本規則第 33 条は、「認可された決済機関又は小規模決済機関が保有する決済口座は、決済取引のみに関して使用されなければならない。」と規定している。

適用される概念には、2017 年決済サービス規則の範囲に関する指針第 15 章（以下「本指針第 15 章」という。）に従って FCA が公表する、本規則第 33 条に関する規制上の指針が含まれる。

本指針第 15 章に基づく以下の指針は、特に注目すべきものである。

1. 本規則第 33 条に基づく決済口座と預金口座とを区別するに当たって：

**本指針 15.2 「質問 5. 信用機関ではなく決済機関としては、決済口座の維持は、預金の受け入れにはならないとの理解で正しいか。**

……決済機関は、今後の送金のための決済指示（即時に実行されるか後日実行されるかを

---

<sup>1</sup> 本解釈は、英国の法律事務所である Bird & Bird 法律事務所と Bryan Cave Leighton Paisner 法律事務所のアドバイスをまとめたものである。

<sup>2</sup> 資金移動業者による資金移動／送金の現行限度額は 100 万円である。

問わない。) を伴わない限り、決済サービス利用者のために資金を保有することができないことを意味しているというのが当方の見解である。資金を無期限に保有することはできない。資金は、運用上及び技術上の理由で必要とされるよりも長期にわたって保有されるべきではない。

決済機関が運用する決済口座は決済取引にしか利用できないという事実により、決済口座は預金と区別される……。」

2. 残高がプラスの場合は本規則第33条の違反になるかとの質問に対する回答：

本指針15.2 「質問6. 時には、顧客が偶発的に過払をしたり、払戻しを受けたりしたために、顧客の口座の残高がプラスになることもある。これにより、決済機関が保有する決済口座は決済取引に関してしか使用できないという本規則第33条の要件に違反することになるか？

いいえ。当方の見解では、これは本規則第33条の違反には該当せず、また、かかる状況における貸方残高の取扱いは預金の受入行為を構成するものでもない。」

### 総論的な質問

FCAは、決済サービス提供者の活動が規則を遵守しているか否かを判断する際にどのような要素を検討しているか。

### 回答

FCAは、活動が規則を遵守しているか否かを判断する際に複数の要素を検討するため、「決済口座」を構成するものは何かを確定的に分析することはできない。その政策上の理由は、本規則が技術やビジネスモデルの観点で中立的であることを意図している点にある。したがって、市場における決済技術、製品及びビジネスモデルの多様性を考慮すると、かかる点に関して「変化しにくい」ルールを設定することは困難であろう。

とはいっても、本規則における重要な要素は以下のとおりである。

資金を保有する関連ある口座の目的は、決済取引のためのものでなければならない。言い換えれば、口座内の資金は支払を受けるか又は決済を行う「ために」保有されなければならない。

これらは事実問題であり、FCA は、この点が満たされているか否かを判断する際に、あらゆる状況を考慮に入れている。口座が決済口座であるか否かを判断するにあたり、FCA は、口座の根本的な目的を重視することが適切であると述べており、当該目的には以下の点が含まれる。

1. 口座が設計される目的を考慮すること。例えば、その口座内の金銭を、決済取引を実行する目的で使用する意図が存在すべきである。
2. 口座の機能性。当該口座で決済取引を行う範囲が広ければ広いほど、決済口座に該当する可能性はより高い。
3. 口座に資金を入金し、口座から資金を引き出す能力。入金・引出能力がより制限又は制約されていると、当該口座は決済口座ではないことが示唆されうる（例えば、引き出す前に一定の通知期間を要する定期預金口座）。
4. 顧客が実務上口座の決済サービス機能性を活用する範囲。

### 個別的な質問と回答

#### 1. 本指針第 15 章の質問 5 に関して：

##### i. 決済指示

- ① 質問：決済指示は、今後の送金（即時に実行されるか、後日実行されるものも含む）のためのものでなければならないが、指示がどの程度先の時期のものでもよいかについての指針はあるか。

回答：口座内の金銭を決済取引の実行に使用する純粋な意図が存在しなければならない。例えば、口座に 1000 ポンドあり、年間を通じて分割払いされるように指図されている場合、資金が 1 年以上保有されていても、また、資金に対し利息が支払われていない限りは、決済目的で保有されていると主張することができ、そうでなければ、預金とみなされる可能性がある。

- ② 質問：決済指示の要件は、資金の受取人にとってどのように機能するか。言い換えれば、資金受取人は、どの時点で、受取人口座において今後の送金のための決済指示を実施しなければならないのであろうか。または、一定期間内に資金を引き出すべきとの要件はあるか。

回答：受取人の決済サービス提供者は（本規則第 33 条の目的において）同じ

要件に従う。すなわち、受取人口座もまた、決済口座でなければならない（つまり、預金受入口座ではない）。これは、決済サービス提供者は資金を無期限に受取人の口座に残し続けることを認められないことを意味する。したがって、当該口座内の資金は、受取人の指図に従って、商品／サービスの購入のために支払われなければならず、又は、例えば（預金を保有することができる）銀行における受取人の他の口座に移動されなければならない。

要するに、本規則第33条の文脈内では、決済サービス提供者のサービス提供先が支払人であるか受取人であるかは関係がない。両者に係る共通の問題は、その口座が「決済口座」であるか否かである。

ii. 運用上及び技術上の理由：

質問：運用上及び技術上の理由で必要であるとして受け入れられる正確な期間又は受入可能な運用上及び技術上の理由の範囲について、規制上又はその他の指針はあるか。

回答：資金が、口座の性質に影響を与えることなく「決済口座」に留まることができる期間の定義や具体的な指針・ガイドラインは存在しない。繰り返しとなるが、これは主として、分析が複数の要因による評価であり、個別具体的なものであるためである。

2. 本指針第15章の質問6に関して：

① 質問：質問中に引用されている2つの事例（偶発的な過払及び返金）は、支払人（顧客）によって開始される行為である。残高がプラスとなった原因が顧客の行為によるものであるならば、決済機関による本規則第33条の違反とはならないと推定することは妥当であろうか？

回答：上記のとおり、各事例は個別に検討されなければならない、関連する全ての状況及び要素が考慮される。

例えば、仮定的な極端なシナリオでは、もし多額の偶発的な過払があるならば、過払金は単に顧客の口座に何ヶ月も留まり、決済サービス提供者はそれに利息を付し、決済サービス提供者はこれを日常的に行う。そうなると、（他の緩和要素がないと仮定すると）当該口座は次第に「預金口座」のようになるであろう。

② 質問：残高を生じさせる可能性のあるその他の状況には、以下のものが含まれる。

- 金額、取引先銀行の口座内容等の決済指図の誤り
- 銀行休業日又は銀行受付終了時間
- 送金人又は受取人の銀行口座の不存在又は閉鎖による、資金の返金不能又は支払不能
- 安全性、詐欺、信用／リスク限度額、マネーロンダリング防止／制裁に関する懸念事項を理由とした停止／封鎖
- その後の調整の対象となる固定金額の支払で、口座に残高が残ること

これらは、本規則第 33 条に違反しない、プラスの残高を保持する受入可能な理由となるか。

回答：上記の全てが、受入可能な理由であると考えられる可能性がある。しかしながら、上記のとおり、全ての関連する状況及び要素が考慮されるべきである。状況を変化させる他の要素が存在する可能性も存在しない可能性もあるため、これらの点を単独で検討することは役に立たないかもしれない。